

武内弁護士は続けて国がとんでもない認否をしていることを明らかにした。

- ①国の主張は、この文書には田中耕太郎長官からマッカーサー大使が聞いたことが書かれているとのことだが、マッカーサー大使は田中長官の言葉を通訳を介して聞いていたのだから、その通訳が正確かどうか分からない、あるいは自分の主観も混ぜたりしているのでは、というもの。(国側のあまりの稚拙な弁明には傍聴席からも失笑が漏れた。)
- ②公文書を改竄したり隠蔽するような日本の官僚と一緒にするな。この文書は、安保改定協議のさなかに、米国の駐日大使が本国の国務長官(日本でいえば外務大臣)に公式に送った文書である。これが正確でなかったら、外交は、歴史は一体どうなるのか!(武内弁護士の畳みかける正論に対して、傍聴席から一斉に「そうだ!」との声があがる。)
- ③一般の刑事裁判の裁判長が、裁判の一方の当事者と密会して、裁判はこう進めます、なんてことを伝えていたら。もうそれだけでアウト。(傍聴席から「そうだ! そうだ!!」との声) そのことが当時、分かっていたら、当然田中裁判長は忌避されただろう。そればかりか大スキャンダルになっていたはず。当然、田中裁判長も、その後の裁判官キャリアはなくなったであろう。そういう人物が、この裁判に関わっていた、ということが後で分かった。
- ④アメリカという国はさまざまな問題があるが、政府が機密にした書類はきちんと保存していて、後に公開するところは大したものだ。(傍聴席、笑) 歴史の審判というものはそういうものではないか。政府は自由に、自分の秘密を隠しておいて、あること自体を隠してしまうことができる。しかし、それでは民主主義は終わりである。独裁国家だ。

この後、被告国は原告側から提出されている3通の準備書面に対する釈明や反論を11月末までに文書で提出すること、次回の口頭弁論を来年2月12日(水)の14時から第103号法廷で開くことを決め、国の代理人と裁判官らは逃げるように14時25分に閉廷した。

【国の「準備書面(1)」による釈明・反論要旨】

- ①米国による機密文書の公開と判明した事実について釈明を求めたのに対して➡不知(知らない)。
- ②原告らが米務省受信電報と主張する文書に当時の田中長官がマッカーサー大使に判決まで数か月は要すると裁判の見通しを伝えていたと翻訳された記載があることは認め、それ以外は不知。
- ③この文書に田中長官が砂川事件の審理の方針についての意向や審理中の裁判官らの意見が記載されていることは認められない、それ以外は不知。
- ④この文書に田中長官が砂川事件の判決はおそらく12月になるだろうと述べたとの事実が記載されていることは認めるが、田中長官が砂川事件の結論を示す主旨の話をしたことが記載されていることは認められない、それ以外は不知。
- ⑤この文書が、マッカーサー大使が当時米国本国に発信した文書であることを認めるに足りる証拠がない。
- ⑥この文書の記載から田中長官が原告ら主張の言動に及んだとは推認できない。
- ⑦原告らが主張する請求権は、消滅時効の完成または除斥期間の経過により消滅した。

【原告の「準備書面(1)」(求釈明)の要旨】

- ①この文書の原本が米国立公文書館に存在する事実について認めるのか。
- ②国は、この間、米国立公文書館にこの文書の原本の存在を確認しなかったのか。確認したのであれば、その確認の結果を明らかにせよ。
- ③国は、確認しなかったのであれば、なぜ米国立公文書館に確認しなかったのか。
- ④国は、田中裁判長からマッカーサー大使に伝えられた「裁判情報」および「砂川事件と裁判の進行に関する田中裁判長の考え」の各記載について、一字一句厳密に認否せよ。